

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 7 年 2 月 4 日 (火曜日)

定期 第 584 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○規則	
神奈川県庁内管理規則の一部を改正する規則（総務・財産経営課）	97
○告示	
県議会定例会の招集（政策・総務室）	97
救急病院等の認定の一部改正（健康医療・医療整備・人材課）	98
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効（健康医療・薬務課）	98
道路の区域変更（県土整備・道路管理課）	98
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（県土整備・砂防課）	99
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（県土整備・砂防課）	99
○公告	
都市計画の図書の写しの縦覧（2 件）（県土整備・都市計画課）	99
開発行為に関する工事の完了（厚木土木事務所）	100
道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止（内水面漁場管理委員会）	100
○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（2 件）（企業・会計課）	101
落札者等の公告（総務・総務室）	106
落札者等の公告（警察・会計課）	106

規 則

神奈川県庁内管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 7 号

神奈川県庁内管理規則の一部を改正する規則

神奈川県庁内管理規則（昭和35年神奈川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表区分の欄中「、日本経済新聞社横浜支局ビル内分庁舎」を削り、「及び大同生命横浜ビル内分庁舎」を「、大同生命横浜ビル内分庁舎及び神奈川県住宅供給公社ビル内分庁舎」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。ただし、別表区分の欄の改正規定（「、日本経済新聞社横浜支局ビル内分庁舎」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

告 示

神奈川県告示第58号

令和 7 年 2 月 12 日に、神奈川県議会定例会を神奈川県庁に招集する。

令和 7 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画法第20条第 1 項の規定により松田町長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
- 松田都市計画地区計画神山地区地区計画
- 2 縦覧場所
- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により松田町長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 4 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 都市計画の種類及び名称
- 松田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
- 神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 7 年 2 月 4 日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	座間市座間 1 ー3, 158ほか 1 筆
開発区域の面積	811. 20平方メートル
開発許可を受けた者の住所	鎌倉市関谷332
開発許可を受けた者の氏名	山森 金雄
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 6 年10月 1 日 神奈川県指令厚土東第610054号 (令和 6 年11月 8 日 神奈川県指令厚土東第610070号)

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第 5 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項及び第171条第 4 項の規定に基づき、道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。ただし、公的機関が行う試験研究又は津久井湖遊船協会が行う増殖事業の用に供するための採捕については、この限りでない。

令和 7 年 2 月 4 日

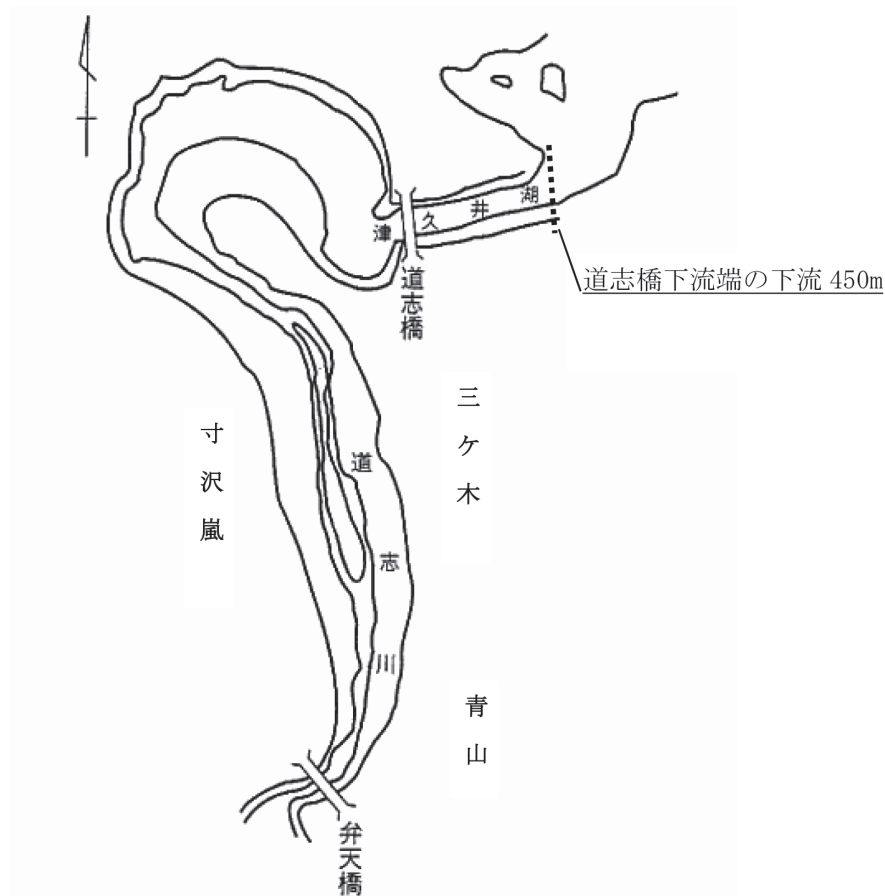
神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井 貫 晴 介

- 1 採捕の禁止区域
- 弁天橋橋脚下流端から道志橋下流端の下流450メートルまでの区域

2 採捕の禁止期間

令和 7 年 3 月 1 日から同年 4 月 15 日まで

(略 図)



入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 7 年 2 月 4 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

1 調達内容

(1) 件名

気象情報提供業務委託

(2) 業務内容及び契約の条件等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「その他の業務請負等委託」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているもので